

JSG ニュースレター

財政部が税務機関による 移転価格の二国間または多国間事前確認に係る 事務運営原則を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2021 年 6 月 24 日付の台財際字第 1 1 0 2 4 5 0 8 1 0 0 号通達において税務機関による移転価格の二国間 (Bilateral Advance Pricing Arrangement : BAPA) または多国間 (Multilateral Advance Pricing Arrangement : MAPA) 事前確認に係る事務運営原則を公表しました。当該原則は主に、台湾の企業が BAPA を申請する際に、各国の規定が異なるためにスムーズに合意に至らない問題を解決することを目的としており、今後、台湾と租税条約締結国との BAPA 事案が増加し、多国籍企業グループの移転価格に係るリスクを効果的に管理できることが見込まれます。

通達内容

適用事案	適用する租税条約の相互協議手続に係る規定に基づき、二国間または多国間事前協議を申請した事案。
適用機関	法律による委任を受けた当該管轄税務機関は締結国側の主管機関と約定が可能。
独立企業間価格レンジ	当該申請事案について、対象期間の個別の年度または全部の年度を平均した関連者間取引結果により、関連者間取引結果が独立企業間価格レンジに収まっているか否かを確認する。

調整規定

関連者間取引の結果が独立企業間価格レンジ外にある場合、独立企業間レンジの値に応じて、申請事案の対象期間の個別の年度取引結果について、加減調整または最終年度末において一括調整を行うことができる。

財政部は、台湾が締結している発効済みの 33 の租税条約について、いずれも国際的なモデル租税条約に基づき、「相互協議手続（Mutual Agreement Procedure:MAP）」に係る条文が定められており、多国籍企業グループは、関連企業間における関連者間取引について、双方の所在国でそれぞれ移転価格調整が行われることにより二重課税が生じるのを回避するために、MAP 規定に基づき BAPA を申請し、双方の主管機関が約定する適当な条件（例えば、通常取引方法および価格幅等）により、「将来の」一定期間内における当該関連者間取引の価格または利益率の範囲を決定することで、租税の確実性を向上させ、争議や二重課税を回避することができ、多国籍企業に有益な租税環境を提供するものと説明しています。

また財政部は、関連者間取引の結果が約定した独立企業間価格レンジ外である場合について、各国の移転価格に係る法令規定の調整方法は異なり（例えば、独立企業間レンジ内の任意の値または中央値）、かつ、産業によって景気循環または営業周期などのリスクの影響度合いが異なることを考慮し、各国の法令規定を調和し、多国籍企業の国際経営リスクおよび経済的実態を適切に反映するため、解釈例を公表し（[関連解釈例の情報はこちらをご参照ください（中国語）](#)。）、税務機関と条約締結国側の主管機関とが柔軟に協議を行い、租税条約の効果が発揮されることを期待している、と説明しています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

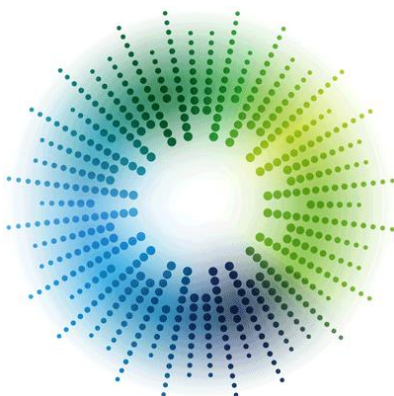
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

財政部核釋稽徵機關辦理 跨境雙邊或多邊預先訂價協議之原則

財政部於 2021 年 6 月 24 日發布台財際字第 11024508100 號令核釋稽徵機關辦理跨境雙邊或多邊預先訂價協議(BAPA)之原則。該原則主要在解決我國企業申請 BAPA 時因各國規範不盡相同而不能順利洽簽，預期未來我國與租稅協定國家之 BAPA 案件將會增加，將可有效管理集團移轉訂價風險。

函令內容

適用案件	依適用之所得稅協定相互協議程序規定申請跨境雙邊或多邊預先訂價協議案件
適用機關	獲授權之該管稽徵機關得與締約他方主管機關約定
常規交易範圍	以該申請案件涵蓋期間個別年度或全部年度平均之受控交易結果，檢視受控交易結果是否在常規交易範圍之內。
調整規定	受控交易結果在常規交易範圍之外者，得按常規交易範圍內之一點，向上或向下調整該申請案件涵蓋期間個別年度交易結果或於最末年度一次調整。

財政部說明，我國簽署生效 33 個所得稅協定，均依國際稅約範本定有「相互協議之程序」（以下簡稱 MAP）條文。跨國集團為避免集團關係企業間受控交易，因交易雙方所在地國各自進行移轉訂價調整產生重複課稅，得依 MAP 規定申請 BAPA，由雙方主管機關約定適當條件（例如常規交易方法及範圍等），決定「未來」一定期間內該等受控交易之訂價或利潤率區間，以提升租稅確定性、預防爭議及避免所得重複課稅，提供跨國企業友善租稅環境。

財政部進一步說明，考量當受控交易結果在約定常規交易範圍之外時，各國移轉訂價法令規定調整方式不盡相同（例如調整至常規交易範圍內任一點或中位數），且各產業受景氣循環或營業週期等風險影響程度各異，為調和各國法令規範，並適當反映跨國企業全球營運風險，貼近經濟實質，爰發布解釋令，賦予稽徵機關與締約他方主管機關協商彈性，以發揮所得稅協定效益。[相關釋例與資訊請點此](#)。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息[請點這](#)

日商組官方網站[請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利